

新型コロナウイルス感染症に関する

支援ガイド

第 2 版

令和 2 年 7 月 3 日発行



北海道
厚真町

HOKKAIDO ATSUMA TOWN

目 次

このガイドは、新型コロナウイルス感染症に関する主な支援制度などの情報を提供するものです。制度の詳細は各担当へお問い合わせください。

新…今回追加した項目 修…今回修正した項目

1	新 新型コロナウイルス感染症に関する相談	4
2	税・保険料等の減免・納付猶予制度、上下水道料金の納付猶予制度	
(1)	町税における納付の猶予	5
(2)	新中小企業等に係る令和3年度固定資産税の軽減	6
(3)	国民健康保険料の猶予	7
(4)	新国民健康保険料の減免	8
(5)	後期高齢者医療保険料の猶予	1 1
(6)	新後期高齢者医療保険料の減免	1 2
(7)	介護保険料の猶予	1 4
(8)	新介護保険料の減免	1 5
(9)	国民年金保険料の免除・納付猶予	1 8
(10)	上下水道・浄化槽使用料金の納付猶予	1 9
3	町民の皆さま等への支援	
(1)	特別定額給付金	2 0
(2)	修子育て世帯への臨時特別給付金	2 1

(3)	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給	2 2
(4)	住居確保給付金	2 4
(5)	生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）の特例貸付	2 4
(6)	生活福祉資金貸付制度（総合支援資金（生活支援費））の特例貸付	2 5
(7)	消費相談	2 6
(8)	こころの健康に関する相談	2 6
(9)	子育て全般の相談（就学前）	2 7
(10)	高齢者福祉に関する相談	2 7
(11)	新 【北海道】勤労者福祉資金	2 8

4 事業者の皆さまへの支援

(1)	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業交付金	2 9
(2)	新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度および利子・保証料補給金	3 0
(3)	経済対策推進人材確保事業	3 1
(4)	修 【厚生労働省】雇用調整助成金	3 1
(5)	修 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	3 2
(6)	【経済産業省】持続化給付金	3 3
(7)	【経済産業省】セーフティネット保証4号・保証5号	3 5

(8)	【経済産業省】危機関連保証	36
(9)	【北海道】休業協力・感染リスク低減支援金	37
(10)	【北海道】新型コロナウイルス感染症対応資金および利子・保証料補給	38
(11)	【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給	40
参考	変更箇所	42

1 **新**新型コロナウイルス感染症に関する相談

次の症状がある方はすぐに「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱など強い症状のいずれかがある。
- 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）などの持病がある人、人工透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤使用者、妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が、4日以上続く（解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です）

【相談先】

①帰国者・接触者相談センター

- 北海道苫小牧保健所 [開設時間：平日8時50分～17時30分]

☎ 0144-34-4168

ファックス 0144-34-4177

- 北海道健康安全局地域保健課 [開設時間:24時間対応]

☎ 011-204-5020

②かかりつけ医

必ず、受診前に電話でご相談ください。

（小児の場合は小児科医の診察が望ましいため、上記の相談先または小児医療機関にご相談ください。）

※上記の目安については、町民の皆さんが、相談・受診する目安です。これまで通り、ウイルスを高精度で検出するPCR検査の必要性については医師が個別に判断します。

※上記相談先で相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

2 税・保険料等の減免・納付猶予制度、上下水道料金の

納付猶予制度

(1) 町税における納付の猶予	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があった方などについて、一定の要件に該当する場合は、申請により、1年以内の期間に限り、町税の納税の猶予が認められる場合があります。</p> <p>【対象となる税目】</p> <p>令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する（納期限が延長された場合は延長後の期限）個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税</p> <p>※猶予期間内における途中での納付や分割納付も可能です。</p> <p>※上記のうち、すでに納期限が過ぎている未納の町税についてもさかのぼって、この制度を利用できる場合があります。</p> <p>※国税や道税についても、猶予を受けられる場合があります。詳細は各機関へお問い合わせください。</p>
対象	<p>下記①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わない）</p> <p>① 令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。</p> <p>② 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。</p> <p>※その他にも新型コロナウイルスに感染した場合や財産に相当な損失が生じた場合、事業を休廃止した場合で、納期限までに猶予申請をすると、猶予が認められる場合があります。</p>
申請 受付期間	令和2年6月30日または納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までのいずれか遅い日まで
必要なもの	①印鑑②収入や現預金等の状況がわかる資料
問い合わせ	<p>住民課 税務グループ ☎ 26-7871</p> <p>（国税）苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165</p> <p>（道税）苫小牧道税事務所 ☎ 0144-32-5191</p>

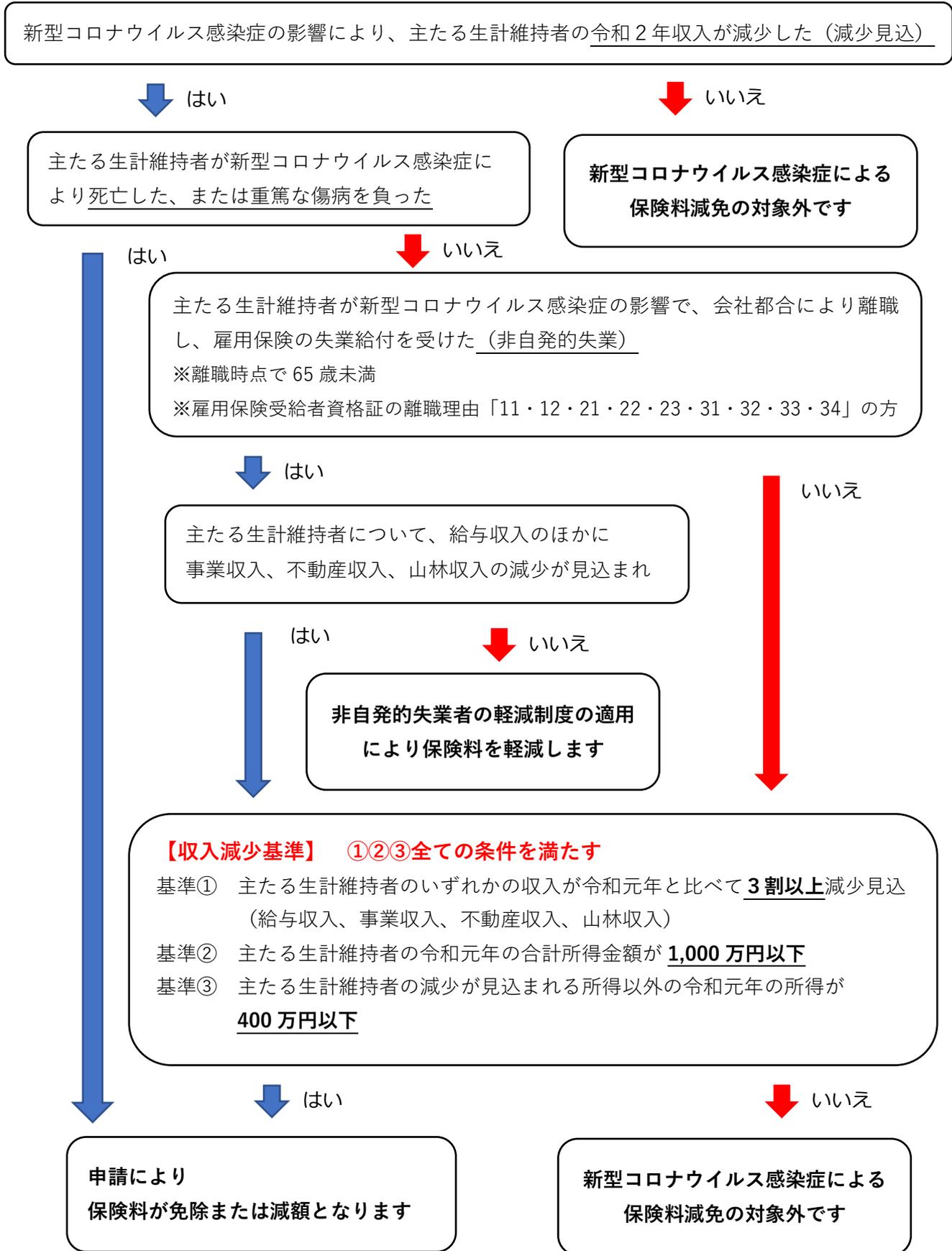
(2) 新中小企業等に係る令和3年度固定資産税の軽減	
内容	中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合、申告により令和3年度固定資産税が軽減される場合があります。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等 ※中小事業者等とは、従業員1,000人以下の個人事業者、または租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する法人
対象資産	①中小事業者等が所有し、事業の用に供する家屋（減価償却費が事業所得の計算上、必要経費に算入されるものに限り。） ②中小事業者等が所有する償却資産
軽減率	令和2年2月～10月の間における連続する3カ月の期間の事業に係る収入の合計額が、前年同期に比べ 5割以下となった場合は、全額軽減 5割～7割となった場合は、2分の1に軽減
申告 受付期間	令和3年1月6日（水）～1月29日（金）（予定）
必要なもの	詳細が決まりましたら、広報紙などでお知らせします。
問い合わせ	住民課 税務グループ ☎26-7871 （総合ケアセンターゆくり内）

(3) 国民健康保険料の猶予	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の納付が困難と認められる場合で、一定の要件に該当する場合は、申請により、納付の猶予が適用される場合があります。</p> <p>申請しようとする方の個別具体的な状況に応じて適用される制度の内容や手続きを案内しますので、下記の問い合わせ先にご相談ください。</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で保険料を納めることが困難と認められる方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者証 ② 猶予を受けようとする理由を証明する書類 ③ 印鑑など
申請 受付期間	原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限より前にご相談ください。
問い合わせ	住民課 税務グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

(4) 新 国民健康保険料の減免	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料を減免します。</p> <p>【減免の対象となる国民健康保険料】 令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの</p>
対象	<p>下記①、②のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 主たる生計維持者の令和元年度中の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下であること。</p> <p>※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年度の所得が0円以下のときは、保険料減免の対象外です。</p>
減免の割合	<p>①の場合…全額</p> <p>②の場合…対象保険料×減免割合</p> <p>■対象保険料 = $A \times B \div C$</p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料</p> <p>B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得金額</p> <p>C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和元年の合計所得金額</p>

	■減免割合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和元年の合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下 事業等の廃止・失業の場合</td> <td style="text-align: center;">10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の2</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2
令和元年の合計所得金額	減免の割合													
300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10													
400万円以下	10分の8													
550万円以下	10分の6													
750万円以下	10分の4													
1,000万円以下	10分の2													
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 【対象①の場合】 医師の診断書等、感染した事実が確認できる書類の写し 【対象②の場合】 ・主たる生計維持者の減少する収入が給与所得以外の場合は、令和元年の収入額がわかる確定申告書の写し ・主たる生計維持者の令和2年中の帳簿や給与明細書等の写し (ただし、主たる生計者の収入減少の要因が、失業・事業の廃止等の場合は「退職証明書」や「事業廃止届書」等の写し) 													
申請 受付期間	令和2年7月13日(月)～令和3年3月31日(水)													
問い合わせ	住民課 町民生活グループ、税務グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)													

新型コロナウイルス感染症による保険料減免の簡易フローチャート



(5) 後期高齢者医療保険料の猶予	
内容	新型コロナウイルス感染症の影響で収入に相当の減少があった場合などにより、保険料の納付が困難な方は、申請により、一定期間保険料の納付が猶予される場合があります。
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で保険料を納めることが困難と認められる方（詳細な要件等は下記担当までお問い合わせください。）
必要なもの	① 後期高齢者医療保険料減免申請書 ② 被保険者証 ③ 印鑑 ④ 理由、所得を証明するもの
申請 受付期間	原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限より前にご相談ください。
問い合わせ	住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内) 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5602

(6) 新 後期高齢者医療保険料の減免	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る後期高齢者医療保険料を減免します。</p> <p>【対象】 令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの</p>
対象	<p>下記①、②のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 主たる生計維持者の令和元年度中の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下であること。</p> <p>※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年度の所得が0円以下のときは、保険料減免の対象外です。</p>
減免の割合	<p>①の場合…全額</p> <p>②の場合…対象保険料×減免割合</p> <p>■対象保険料 = A × B ÷ C</p> <p>A：75歳以上の方の平成31年度保険料額（令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの）および令和2年度保険料額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減収が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額</p>

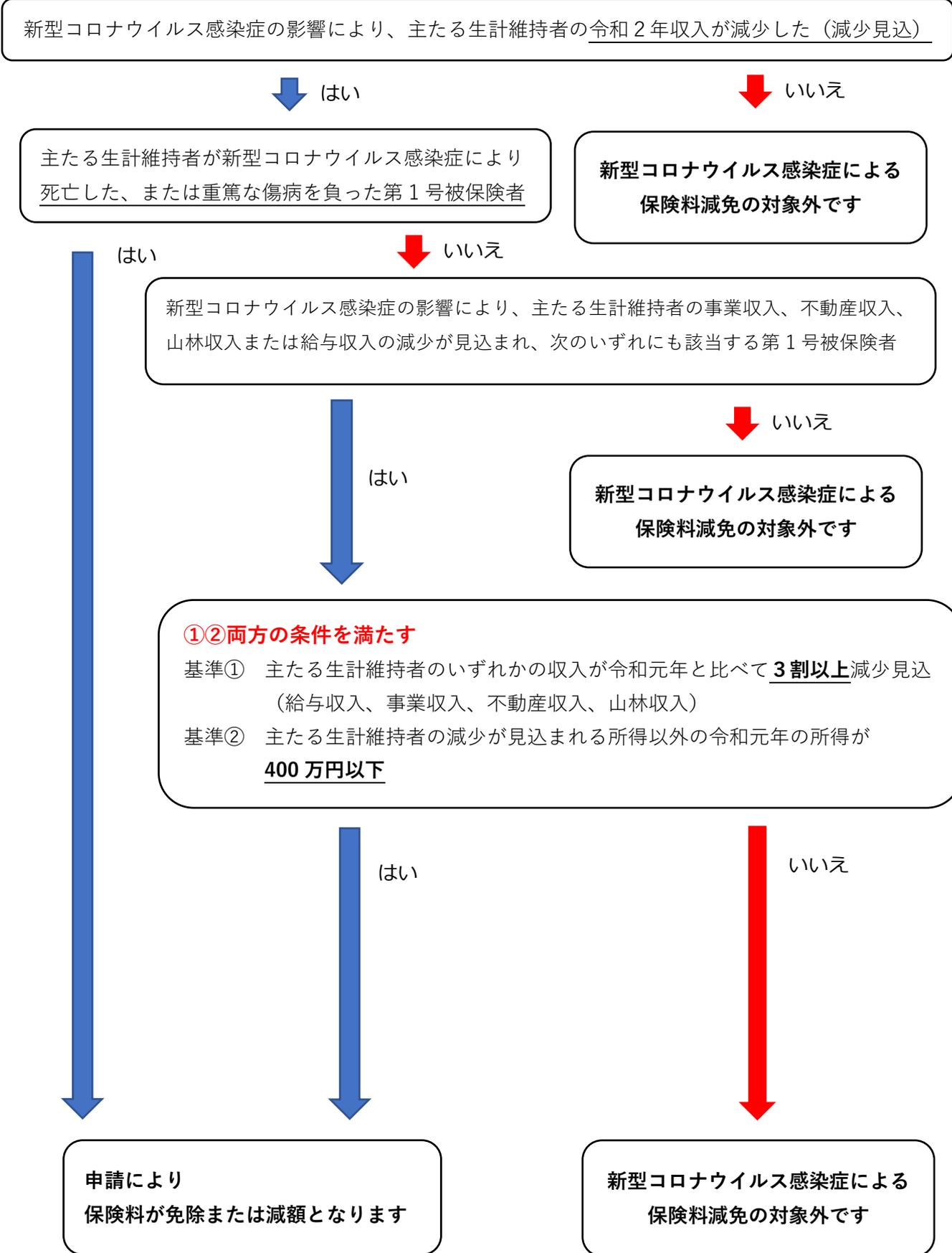
	<p>C：世帯の令和元年の所得の合計額（世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者の合計額）</p> <p>■減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下 事業等の廃止・失業の場合</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2
令和元年の合計所得金額	減免の割合												
300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10												
400万円以下	10分の8												
550万円以下	10分の6												
750万円以下	10分の4												
1,000万円以下	10分の2												
必要なもの	<p>・印鑑</p> <p>【対象①の場合】 医師の診断書等、感染した事実が確認できる書類の写し</p> <p>【対象②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる生計維持者の減少する収入が給与所得以外の場合は、令和元年の収入額がわかる確定申告書の写し ・主たる生計維持者の令和2年中の帳簿や給与明細書等の写し（ただし、主たる生計者の収入減少の要因が、失業・事業の廃止等の場合は「退職証明書」や「事業廃止届出書」等の写し） 												
申請 受付期間	令和2年7月13日（月）～令和3年3月31日（水）												
問い合わせ	住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)												

(7) 介護保険料の猶予	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入に相当の減少があったとき、保険料の納付が困難な方は、申請により、一定期間保険料の納付が猶予される場合があります。</p> <p>申請しようとする方の個別具体的な状況に応じて適用される制度の内容や手続きを案内しますので、下記の問い合わせ先にご相談ください。</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で保険料を納めることが困難と認められる被保険者
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者証 ② 猶予を受けようとする理由を証明する書類 ③ 印鑑など
申請 受付期間	原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限より前にご相談ください。
問い合わせ	住民課 福祉グループ ☎ 26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)

(8) 新 介護保険料の減免	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る介護保険料を減免します。</p> <p>【減免の対象となる介護保険料】</p> <p>令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの</p>
対象	<p>下記①、②のいずれかに該当する第1号被保険者（65歳以上の方）</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下であること。</p>
減免の割合	<p>①の場合…全額</p> <p>②の場合…対象保険料×減免割合</p> <p>■対象保険料 = $A \times B \div C$</p> <p>A：当該第1号被保険者の保険料額</p> <p>B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に 係る前年所得額</p> <p>C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額</p>

	<p>■減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下 事業等の廃止・失業の場合</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>200万円を超えるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年の合計所得金額	減免の割合	200万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10	200万円を超えるとき	10分の8
令和元年の合計所得金額	減免の割合						
200万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10						
200万円を超えるとき	10分の8						
必要なもの	<p>・印鑑</p> <p>【対象①の場合】 医師の診断書等、感染した事実が確認できる書類の写し</p> <p>【対象②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる生計維持者の減少する収入が給与所得以外の場合は、令和元年の収入額がわかる確定申告書の写し ・主たる生計維持者の令和2年中の帳簿や給与明細書等の写し (ただし、主たる生計者の収入減少の要因が、失業・事業の廃止等の場合は「退職証明書」や「事業廃止届出書」等の写し) 						
申請 受付期間	令和2年7月13日(月)～令和3年3月31日(水)						
問い合わせ	住民課 福祉グループ ☎26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)						

新型コロナウイルス感染症による保険料減免の簡易フローチャート



(9) 国民年金保険料の免除・納付猶予	
内容	<p>失業、事業の休止・廃止等により、国民年金保険料の納付が困難な場合については、一定の要件に該当する方は、申請により、国民年金保険料の全部または一部が免除されたり、納付が猶予される場合があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置として、失業や業の廃止に至らないまでも、収入が減少した方で、当年中の所得（見込み）が、従来の免除基準に該当する水準になることが見込まれる場合は、保険料の免除または納付猶予される場合があります。</p> <p>※ 免除等の可否判断は日本年金機構が行います。免除・納付猶予の承認基準等については、日本年金機構のホームページでご確認ください。</p>
対象	<p>① 国民年金保険料の納付が困難な方</p> <p>② 臨時特例手続きの対象者は、次の2点をいずれも満たす方</p> <p>ア 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。</p> <p>イ 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。</p>
必要なもの	<p>① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p> <p>② マイナンバーカードまたは基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など）</p> <p>③ 所得の申立書（臨時特例による免除申請を希望する場合）</p> <p>④ 失業、事業の廃止または休止の届け出をしたことがわかる公的機関の証明書（失業等による申請の場合）</p>
申請 受付期間	申請の期限は、毎月の国民年金保険料の納付期限から2年ですが、できるだけ速やかに申請してください。
問い合わせ	<p>住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871</p> <p>（総合ケアセンターゆくり内）</p> <p>日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135</p>

(10) 上下水道・浄化槽使用料金の納付猶予	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に上下水道・浄化槽使用料のお支払いが困難となっている方は、支払いの猶予についてご相談をお受けします。</p> <p>※すでに入金済の場合は、対象となりません。</p>
対象	一時的に上下水道・浄化槽使用料の支払いが困難となった方
必要なもの	相談時にお知らせします。
申請 受付期間	猶予を受けようとする期間より前にご相談ください。
問い合わせ	建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

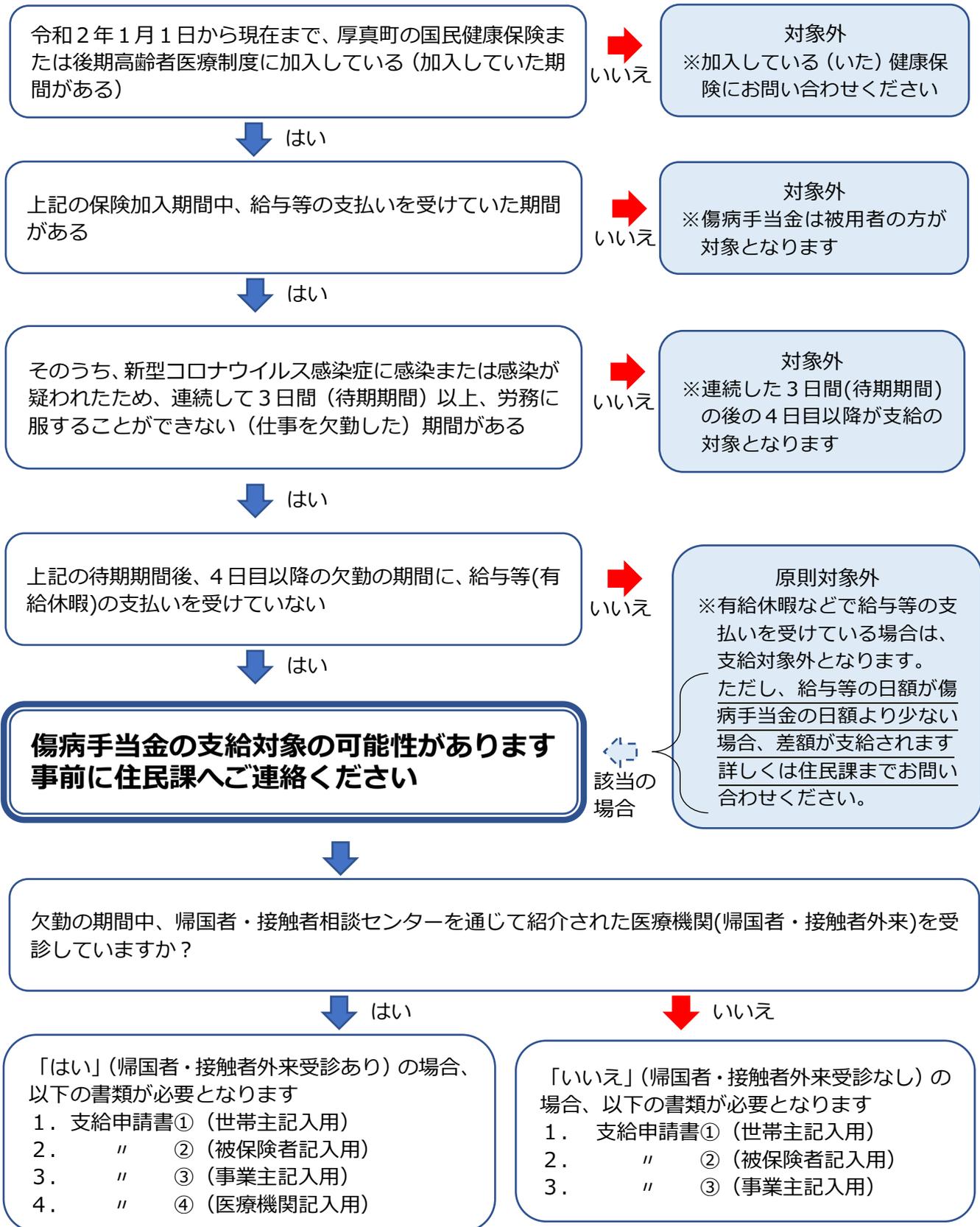
3 町民の皆さま等への生活支援

(1) 特別定額給付金	
内容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に、世帯構成員1人につき10万円の「特別定額給付金」を支給します。
対象	令和2年4月27日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている方
必要なもの	① 特別定額給付金申請書（5月1日から順次発送） ② 申請者（住民票の世帯主）の本人確認書類として、次のうち、どれか1点の写し ア 運転免許証 イ マイナンバーカード ウ 健康保険証 エ 年金手帳 ※代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付 ③ 振込先口座がわかる書類（通帳またはキャッシュカードのコピー）
申請 受付期間	令和2年5月1日（金）～ 令和2年7月31日（金） ※オンライン申請は、令和2年5月7日（木）から
問い合わせ	住民課 福祉グループ ☎26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)

(2) 修子育て世帯への臨時特別給付金	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯（0歳～中学生のいる世帯）を支援するため、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。</p> <p>【支給額】 児童1人につき1万円</p>
対象	<p>令和2年4月分の児童手当受給者（3月分の対象となる児童を含む）</p> <p>※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含みます。</p> <p>※所得制限超過のため特例給付となっている受給者（児童1人につき月額5,000円支給されている方）は、対象となりません。</p>
申請 受付期間	<p>原則、申請は不要（公務員を除く）</p> <p>※受け取りを希望しない場合のみ申請が必要です。</p> <p>【公務員の方の申請】</p> <p>市町村では、公務員児童手当受給者の情報を把握できないことから、公務員の方が子育て世帯臨時特別給付金を受給するためには申請が必要です。</p> <p>厚真町にお住まいの公務員の方（令和2年3月31日時点で厚真町に住民票のある方）は、所属庁（勤務先）から配付される申請書を作成の上、支給対象者であることの証明を受けて、令和2年11月30日（月）までに住民課子育て支援グループへ申請してください。</p>
問い合わせ	<p>住民課 子育て支援グループ ☎26-7872 （総合ケアセンターゆくり内）</p>

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、連続して3日以上仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当を支給します。</p> <p>【支給額】</p> <p>直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額÷就労日数×2/3×日数(ただし、上限は1日30,887円)</p>
対象	<p>以下のすべてを満たす方</p> <p>① 厚真町の国民健康保険の被保険者または後期高齢者医療制度の被保険者</p> <p>② 給与等の支払いを受けている方</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間に給与等の全部または一部を受けることができない方</p>
適用期間	令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間
必要なもの	<p>① 印鑑</p> <p>【医療機関(帰国者・接触者外来)を受診していない場合】</p> <p>② 事業主の証明書</p> <p>【医療機関(帰国者・接触者外来)を受診した場合】</p> <p>② 事業主の証明書</p> <p>③ 医師の意見書</p>
申請 受付期間	令和2年5月1日(金)から(郵送可能)
問い合わせ	<p>住民課 町民生活グループ ☎26-7871</p> <p>(総合ケアセンターゆくり内)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5602</p>

傷病手当金の対象となる方



(4) 住居確保給付金	
内容	住居を失うおそれが生じている方の家賃支払い（原則3カ月、最長9カ月の相当額）を支援します
対象	失業などに伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方
申請 受付期間	随時
問い合わせ	生活就労サポートセンターいぶり ☎0120-09-0783

(5) 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）の特例貸付	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付が受けられます。</p> <p>【貸付上限額】 10万円以内 ※学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内</p> <p>【据置期間】 貸付の日から1年以内</p> <p>【償還期限】 据置期間終了後2年以内</p> <p>【貸付利子・保証人】 無利子・不要</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
申請 受付期間	令和2年3月25日（水）から
問い合わせ	厚真町社会福祉協議会 ☎26-7501 (厚真児童会館内)

(6) 生活福祉資金貸付制度（総合支援資金（生活支援費））の特例貸付	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付が受けられます。</p> <p>【貸付上限額】</p> <p>① 単身世帯 月15万円以内 ② 2人以上 月20万円以内</p> <p>【貸付期間】</p> <p>原則3カ月、最長12カ月</p> <p>【据置期間】</p> <p>貸付の日から1年以内</p> <p>【償還期限】</p> <p>据置期間終了後10年以内</p> <p>【貸付利子・保証人】</p> <p>無利子・不要</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常の生活の維持が困難となっている世帯
申請 受付期間	令和2年3月25日（水）から
問い合わせ	厚真町社会福祉協議会 ☎26-7501 (厚真児童会館内)

(7) 消費相談	
内容	<p>消費者トラブルの相談に応じます。</p> <p>全国で新型コロナウイルスを口実にした不審電話や悪質商法などが発生しています。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。</p> <p>【事例】</p> <p>① 町職員や総務省などの行政機関の職員を装って、世帯構成や生年月日、銀行口座など電話や郵便、電子メールで問い合わせる。</p> <p>② 特別定額給付金とマイナンバーカードの申請を代行すると連絡があった。</p> <p>③ 身に覚えのない商品（マスクなど）が届いた。</p>
問い合わせ	<p>消費者ホットライン ☎ 1 8 8（局番なし）</p> <p>産業経済課 経済グループ ☎ 2 7 - 2 4 8 6</p>

(8) こころの健康に関する相談	
内容	<p>こころの健康に関することなど精神保健福祉に関する電話相談を実施しています。</p>
問い合わせ	<p>住民課 健康推進グループ ☎ 2 6 - 7 8 7 1</p> <p>（総合ケアセンターゆくり内）</p>

(9) 子育て全般の相談（就学前）	
内容	子育てに関する悩みごと、困りごとについてご相談に応じ、必要な情報を提供します。
問い合わせ	住民課 子育て世代包括支援センター ☎ 26-7872 （総合ケアセンターゆくり内） 厚真子育て支援センター ☎ 27-2438 （こども園つみきに併設） 厚南子育て支援センター ☎ 28-3155 （宮の森こども園に併設）

(10) 高齢者福祉に関する相談	
内容	高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談に応じます。
問い合わせ	厚真町地域包括支援センター ☎ 26-7501 （厚真町社会福祉協議会）

(11) 新【北海道】勤労者福祉資金	
内容	<p>離職された方が利用できる個人向けの融資制度です。</p> <p>【資金使途】 医療・災害・教育・冠婚葬祭・一般生活の資金など</p>
対象	<p>北海道内の中小企業勤労者、非正規労働者、季節労働者、事業主の都合による離職者</p> <p>※年数や雇用保険などの要件あり</p>
必要なもの	<p>融資対象者を確認する書類（所得証明書など）、雇用保険特例受給資格者証など</p> <p>（条件によって異なりますので、事前にご相談ください。）</p>
申請 受付期間	<p>新型コロナウイルスについての特例措置</p> <p>令和2年9月30日（水）まで</p>
取扱 金融機関	<p>北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫</p>
問い合わせ	<p>取扱金融機関 北海道経済部地域経済局中小企業課</p> <p>☎011-204-5346</p>

(2) 新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度および利子・保証料補給金	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた町内の中小企業者（小規模企業者を含む）に対し、融資および利子・保証料の補給を行います。</p> <p>【融資制度】</p> <p>① 要件 中小企業基本法に規定する中小企業者で町税を完納しているものかつ厚真町商工会の資金融資斡旋書をもって金融機関の所定の手続きを経ること</p> <p>② 金融機関 苫小牧信用金庫</p> <p>③ 貸付取扱期間 令和2年12月30日まで融資が実行されること</p> <p>④ 資金使途 運転資金、設備資金</p> <p>⑤ 貸付限度額 運転資金と設備資金を合わせて1,000万円</p> <p>⑥ 貸付期間 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>⑦ 基準貸付金利 1.8%（固定金利）</p> <p>⑧ 保証料 金融機関および北海道信用保証協会の定めによる</p> <p>【利子・保証料補給金事業について】</p> <p>① 利子補給 当初3年間 全額（自己負担1.8%→0%） 4年目以降 1.3%分（自己負担1.8%→0.5%）</p> <p>② 保証料補給 全額</p>
必要なもの	厚真町商工会または苫小牧信用金庫にお問い合わせください。
問い合わせ	厚真町商工会 ☎ 27-2456 苫小牧信用金庫厚真支店 ☎ 27-2236 産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

(3) 経済対策推進人材確保事業	
内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、労働者を休業させる場合の助成金の申請等について、社会保険労務士を紹介します。
対象	町内事業者
問い合わせ	厚真町商工会 ☎ 27-2456 産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

(4) 修【厚生労働省】雇用調整助成金	
内容	<p>経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成します。</p> <p>※新型コロナウイルスについての特例措置は令和2年4月1日（水）～9月30日（水）の休業が対象。</p> <p>【助成額】</p> <p>① 中小企業の場合 5分の4（上限 日額15,000円）</p> <p>② 中小企業のうち解雇等を行わない場合 10分の10</p> <p>③ 教育訓練を実施した場合 加算1日2,400円</p> <p>※追加支給について再度申請の必要はありません。</p> <p>※申請済みで過去の休業手当を見直し（増額）する場合は追加支給の手続きが必要です。</p> <p>※詳細は、厚生労働省ウェブサイト内「雇用調整助成金」のページをご覧ください。</p>
問い合わせ	北海道労働局ハローワーク苫小牧 ☎ 0144-32-5221

<p>(5)</p>	<p>修【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</p>
<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対して助成します。同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事ができなくなった場合にも支援します。</p> <p>【助成額】</p> <p>① 有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月27日～3月31日の休暇分 日額上限 8,330円 ・ 令和2年4月1日以降取得した休暇分 日額上限 15,000円 <p>※追加の給付について再度申請の必要はありません。</p> <p>※詳細は、厚生労働省ウェブサイト内「小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金」のページをご覧ください。</p> <p>② 委託を受ける個人事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月27日～3月31日の就業できなかった日 1日当たり4,100円（定額） ・ 令和2年4月1日以降就業できなかった日 1日当たり7,500円（定額） <p>※詳細は、厚生労働省ウェブサイト内「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」のページをご覧ください。</p> <p>【対象期間】</p> <p>令和2年2月27日（木）～9月30日（水）</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999</p>

(6) 【経済産業省】持続化給付金

<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>① 給付額 法人…200万円、個人事業者等…100万円 ※ただし昨年1年間の売上からの減少分が上限。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■売上減少分の計算方法</p> <p>前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）</p> </div> <p>② 給付対象の要件</p> <p>ア ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している減少している事業者</p> <p>イ 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者</p> <p>ウ 法人の場合は、資本金の額または出資の総額が10億円未満、もしくは常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者</p> <p>※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。</p> <p>※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。</p> <p>※電子申請を原則としますが、予約制の申請支援会場を全国に順次設置する予定です。</p> <p>※詳細は、経済産業省ウェブサイト内「持続化給付金」のページをご覧ください。</p>
<p>対象</p>	<p>資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者</p> <p>※医療法人、農業法人、個人農家、NPO法人など、会社以外の法人なども幅広く対象となります。</p>

必要なもの	① 前年（度）の年間事業収入がわかるもの ② 売上が減少している月の月間事業収入がわかるもの ③ 申請者の口座通帳の写し 他
申請 受付期間	令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金）
問い合わせ	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570（直通番号） ☎ 03-6831-0613（IP電話専用回線）

(7) 【経済産業省】セーフティネット保証4号・保証5号	
内容	<p>経済産業省が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰りを支援します。</p> <p>① セーフティネット保証4号 一般枠と別枠で借入債務の100%を保証</p> <p>② セーフティネット保証5号 一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証</p>
対象	<p>① セーフティネット保証4号 売上高が前年同月比20%以上減少等の場合</p> <p>② セーフティネット保証5号 売上高が最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少等の場合</p>
必要なもの	<p>【産業経済課経済グループに提出】</p> <p>① 認定申請書</p> <p>② 直近の確定申告書の写しまたは前年度の月別売上がわかる資料等</p> <p>③ 最近1カ月間の売上がわかる資料</p> <p>④ 上記の月後2カ月間の見込売上高等が確できる資料等</p> <p>【金融機関への提出】</p> <p>① 特定中小企業者認定書（上記①～③の審査後、発行されます。）</p>
申請 受付期間	随時
問い合わせ	<p>取扱金融機関</p> <p>産業経済課 経済グループ（認定申請関係） ☎ 27-2486</p> <p>北海道信用保証協会苫小牧支店 ☎ 0144-33-1751</p>

(8) 【経済産業省】危機関連保証	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上などが減少している中小企業者・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証、セーフティネット保証とは別枠の限度額で融資額を保証します。</p> <p>【保証割合】</p> <p>セーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証</p>
対象	売上高が前年同月比 15%以上減少する中小企業・小規模事業者など
必要なもの	<p>【産業経済課経済グループに提出】</p> <p>① 認定申請書</p> <p>② 直近の確定申告書の写しまたは前年度の月別売上がわかる資料等</p> <p>③ 最近1カ月間の売上がわかる資料</p> <p>④ 上記の月後2カ月間の見込売上等が確できる資料等</p> <p>【金融機関への提出】</p> <p>① 特定中小企業者認定書（上記①～③の審査後、発行されます。）</p>
申請 受付期間	随時
問い合わせ	<p>取扱金融機関</p> <p>産業経済課 経済グループ（認定申請関係） ☎ 27-2486</p> <p>北海道信用保証協会苫小牧支店 ☎ 0144-33-1751</p>

(9) 【北海道】休業協力・感染リスク低減支援金	
内容	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取り組みを行う事業者に、支援金を支給します。
対象	<p>対象者① 次の要件を満たす事業者</p> <p>ア 休業要請を受けた施設を休業すること</p> <p>※休業要請等の対象施設は北海道ウェブサイトに掲載しています。</p> <p>イ 感染リスクを低減する自主的な取り組みを行うこと</p> <p>対象者② 次の要件を満たす事業者</p> <p>ア 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと</p> <p>イ 感染リスクを低減する自主的な取り組みを行うこと</p>
支給額	<p>対象者① 30万円（法人） 20万円（個人事業者）</p> <p>対象者② 10万円（法人・個人事業者問わず）</p>
必要なもの	<p>① 支援金申請書</p> <p>② 営業の実態が確認できるもの</p> <p>③ 業種業態が確認できるもの</p> <p>④ 休業等の状況が確認できるもの</p> <p>⑤ 感染リスクを低減する自主的な取り組みが確認できるもの</p> <p>⑥ 誓約書</p> <p>⑦ 通帳の写し</p> <p>⑧ 本人確認の写し（個人事業者のみ）</p>
申請 受付期間	<p>令和2年4月30日（木）～令和2年7月31日（金）</p> <p>※申請は、郵送またはオンラインのみ。（窓口不可）</p>
問い合わせ	<p>北海道休業要請専用ダイヤル ☎011-206-0104</p> <p>☎011-206-0216</p>

(10)	【北海道】新型コロナウイルス感染症対応資金および利子・保証料補給
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者等の経営の安定を図るため、融資および利子・保証料を国と北海道が負担します。</p> <p>【融資制度について】</p> <p>① 金融機関 道内に本支店を有する金融機関</p> <p>② 貸付取扱期間 令和2年5月1日（金）～令和3年1月31日（日） ※令和2年12月31日までに保証申込が完了していることが必要</p> <p>③ 資金使途 運転資金、設備資金</p> <p>④ 貸付限度額 運転資金と設備資金を合わせて6,000万円</p> <p>⑤ 貸付期間 10年以内（うち据置5年以内）</p> <p>⑥ 基準貸付金利 5年以内 1.0%（固定金利） 10年以内 1.2%（固定金利）</p> <p>⑦ 保証料 北海道信用保証協会の定めによる</p>

	<p>【利子・保証料】 次の要件に該当する方は、利子と保証料の負担が軽減されます。</p> <table border="1" data-bbox="456 423 1391 965"> <tr> <td data-bbox="456 423 764 533"></td> <td data-bbox="764 423 1086 533">売上減少 15%以上</td> <td data-bbox="1086 423 1391 533">売上減少 5%以上 15%未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 533 764 748">個人事業主 (フリーランス含む、小規模企業者に限る)</td> <td colspan="2" data-bbox="764 533 1391 748">当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 748 764 965">上記を除く中小企業者</td> <td data-bbox="764 748 1086 965">当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担</td> <td data-bbox="1086 748 1391 965">融資期間中の保証料半分は国と北海道が負担</td> </tr> </table> <p>※詳細は、北海道ウェブサイト内「新型コロナウイルス感染症対応資金」のページをご覧ください。</p>		売上減少 15%以上	売上減少 5%以上 15%未満	個人事業主 (フリーランス含む、小規模企業者に限る)	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担		上記を除く中小企業者	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担	融資期間中の保証料半分は国と北海道が負担
	売上減少 15%以上	売上減少 5%以上 15%未満								
個人事業主 (フリーランス含む、小規模企業者に限る)	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担									
上記を除く中小企業者	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担	融資期間中の保証料半分は国と北海道が負担								
対象	<p>【融資】 セーフティネット4号・5号、危機関連保証制度のいずれかの認定を受けた中小企業者など</p> <p>【利子・保証料補給金】 売上減少5%以上の個人事業主、中小企業者</p>									
必要なもの	<p>① 町が発行するセーフティネット4号・5号、危機関連保証制度の認定書</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対応資金申込書</p> <p>③ 直近2年分の確定申告書・決算書の写し 他</p>									
問い合わせ	<p>各取扱金融機関</p> <p>胆振総合振興局商工労働観光課 ☎0143-24-9589</p> <p>産業経済課 経済グループ（認定書申請関係）☎27-2486</p>									

(11) 【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一時的な業績悪化した事業者（フリーランスを含む）に、融資・利子補給を行います。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症特別貸付】</p> <p>① 金融機関 日本政策金融公庫</p> <p>② 基準利率 当初3年間まで0.9%の金利引き下げ</p> <p>③ 返済期間 設備資金 20年以内（うち据置5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置5年以内）</p> <p>※詳細は、日本政策金融公庫ウェブサイト内「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のページをご覧ください。</p> <p>【特別利子補給制度】 借入後当初3年間利子補給を実施します。 ※具体的な手続きについては詳細が決まり次第、中小企業庁ホームページなどで公表予定</p>
対象	<p>【新型コロナウイルス感染症特別貸付】</p> <p>① 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>② 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 令和元年12月の売上高</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 令和元年10月～12月の平均売上高</p> <p>【特別利子補給制度】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、一定割合以上売上が減少した方</p>

必要なもの	事前に金融機関へご確認ください。
申請 受付期間	随時
問い合わせ	日本政策金融公庫室蘭支店 ☎0143-44-1731 中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544 厚真町商工会 ☎27-2456

【変更箇所】

日付	変更事項
令和2年7月3日 (第2版)	<p data-bbox="584 376 651 421">追加</p> <p data-bbox="584 434 1326 472">1 新型コロナウイルス感染症に関する相談 (P 4)</p> <p data-bbox="584 488 1082 526">2 - 2 固定資産税の軽減 (P 6)</p> <p data-bbox="584 542 1145 580">2 - 4 国民健康保険料の減免 (P 8)</p> <p data-bbox="584 595 1273 633">2 - 6 後期高齢者医療保険料の減免 (P 1 2)</p> <p data-bbox="584 649 1114 687">2 - 8 介護保険料の減免 (P 1 5)</p> <p data-bbox="584 703 1225 741">3 - 1 1 【北海道】勤労者福祉資金 (P 2 8)</p> <p data-bbox="584 757 651 801">修正</p> <p data-bbox="584 815 1294 902">3 - 2 子育て世帯への臨時特別給付金 (P 2 1) …公務員の申請について追加</p> <p data-bbox="584 918 1294 1005">4 - 4 【厚生労働省】雇用調整助成金 (P 3 1) …特別措置期間を追加。助成額を修正。</p> <p data-bbox="584 1021 1326 1171">4 - 5 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (P 3 2) …特別措置期間を追加。助成額を修正。</p>

新型コロナウイルス感染症に関する
支援ガイド

第 2 版

令和 2 年 7 月 3 日発行

編集・発行 厚真町新型コロナウイルス感染症対策本部広報部
(厚真町まちづくり推進課企画調整グループ)

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-27-3179

ホームページ：<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/>

開 庁 時 間：8時30分～17時30分

(土曜・日曜・祝日・12月31日～1月5日は除く)

